

学校いじめ防止基本方針

◇ はじめに ◇

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

本校では、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、文部科学省および教育委員会が作成した「いじめ早期発見・対応マニュアル」をもとに、いじめの早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応を具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、「学校いじめ防止基本方針」としてここに作成した。なお、平成30年度の現状を踏まえて、2019年度版として一部改定を加えた。

教職員一人一人が熟読し、学校においては校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、すべての生徒が安心・安全な学校生活を過ごすことができる環境を築いていくことを目的とする。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（参考：文部科学省HP内『いじめ防止対策推進法』【http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm】）

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの基本認識・学校としての構え

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」の特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早

期発見（いじめ見逃しゼロ）」を徹底するとともに、いじめが認知された場合は、迅速に「早期対応」に取り組む。いじめには様々な特質があるが、以下の基本認識を大切に、日々の取組を行う。

- ① いじめは、「生徒指導上の問題」とともに「命に関わる問題」である。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ④ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめは、話し合えば全ての問題が解決するという単純な問題ではない。
- ⑥ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑦ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 魅力ある学級・学校づくり

①「分かる・できる授業」の推進

生徒たちにとって、1日の大半を占める授業が充実したものになることは、心の安定を生み出すための重要な要素になる。本校では、教職員の授業力向上のための研修を行うことはもちろん、生徒が主体的に授業に取り組むことができるよう「つなぎ発言」や「教科係による授業3分前学習」を行っている。「つなぎ発言」は、これまで重点としてきた「聴く・話す姿勢づくり」を基盤に、生徒が仲間の思いを大切に話をして聞いたり、仲間の立場を踏まえて自分の考えを伝えたりすることができる。これは、学力向上だけでなく、仲間を思いやる心の育成にもつながり、いじめの未然防止に効果的である。

②4本柱を大切にした生徒会活動の推進

生徒たちが活動において充実感を感じられるときは、主体的に日常活動や学校行事を企画・運営し、成果をあげたときである。本校では、「生徒会の4本柱」を軸として、生徒を主体とした日常活動を生み出している。「生徒会の4本柱」は、「挨拶」「清掃」「合唱」「学習」といった学校の誇りである。各委員会が連携してこれらを高める取組を行い、その成果と課題を明らかにして活動の向上に努めている。

2 生命や人権を大切にする指導

人権尊重の精神の醸成を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。また、生徒たちが人の痛みを感じることができるよう、人権教育の基盤であ

る生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

本校では、平成19年度に発生した「いじめ問題」をきっかけに、生徒会が主体となって全校生徒の総意による「人権宣言」（【思】…思い合える仲間、【認】…認め合える仲間、【感】…感じ合える仲間）を作成し、これ以降、年間2回の全校人権集会を軸に人権意識を高める日常的な取組に努めている。その後、【思】…行動できる姿、【認】…はたらきかける姿、【感】…仲間に応える姿と改定し、さまざまな人権問題に対応できる「行動力」・「認識力」・「自己啓発力」を育成している。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力から起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな影響を与える。特にいじめ問題は相手の立場になって思いやる心や人権意識の欠如から生じるものであり、いじめをしない・許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切であると考え、道徳教育に力を入れている。

本校では、重点項目を「思いやり、感謝」「勤労」「自主、自律、自由と責任」として道徳教育を推進している。生徒が、心と心のふれあいや思いやりの気持ちを大切に、感謝の心をもってよりよい仲間関係を築いていけるよう、道徳教育の要となる道徳の授業を大切に、日々確実に実践していく。

3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのための指導

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

教職員が生徒に対して愛情をもち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえで大きな力となる。

①生徒の情報をつかむ

いじめを未然に防ぐためには、生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、具体的な指導計画を立てることが必要である。そのために、生徒たちの意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、生徒たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用い、計画的な教育相談を行う。また、配慮を要する生徒の入学や進級、転入学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う。

②自己肯定感を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行

日常の学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれが違いを認め合う仲間づくりが必要である。その手立てとして、仲間の行動に「感謝の気持ち」をもって接することができるように人権宣言の視点を踏まえた「よさ見つけ」に取り組んだり、学級の仲間が互いにはたらきかけ一体となって合唱をつくり上げたりする経験を重視している。生徒は、このような「仲間認められた」「人の役に立った」という経験を通して、自己有用感を獲得するとともに自己肯定感を高めていく。

4 保護者や地域の方のはたらきかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

さらに、近年のインターネット等を通じて行われるいじめについては、生徒を対象とした情報モラルについて指導するとともに、保護者に対しても現状や注意点を知らせていただく機会を設ける。

<実践例1> 授業参観等

- ・授業参観において、保護者に道徳や学級活動等の時間を公開する。
- ・PTA 総会において、いじめの定義や現状、生徒のサインの見分け方などを周知し、共通行動できるようにする。

<実践例2> 学年集会、学校・学年・学級通信

- ・日常の「思いやりある活動」や「人権を考える取組」の様子と生徒の見方や考え方を、通信を使って保護者に発信し、いじめ防止に対する保護者及び地域の方の意識を高める。

Ⅲ いじめの早期発見

1 アンケート調査等の実施を含めた情報収集

① 日々の観察及びアンケート調査

休み時間や放課後は、生徒たちの様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを原則とし、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。

いじめに関わる記述式調査「教育相談アンケート」を毎月実施し、つかんだ事案については迅速な対応に努める。また、このアンケート調査結果は、当該生徒の卒業時まで保管し、アンケートや聴衆の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

② 生活記録の活用

生活の記録は、毎日の生徒の様子をつかんだり、担任と生徒・保護者との信頼関係を構築したりするのに有効であると考えられる。生徒カルテ(後述)を活用して記録に気を配り、内容の変化や提出の有無等から、生徒の内面の変化をつかみ取ることに努める。また、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施したり、一人で対処せず組織的かつ迅速に対応したりする。

2 生徒理解の深化

① 校内連携体制の充実

日常生活の中での教職員の声かけなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。そこで、生活の記録や教育相談アンケートを軸に日常の僅かな変化を捉え、適宜教育相談を実施する。日頃の学校・家庭生活の様子についても触れ、生徒の内面を探るように努める。また、毎週1回の終

礼時に、具体的な事案等を必ず報告し全職員の共通理解を図る。また、一度のみの報告とならないよう、指導の経過、進捗状況等について継続的に周知し、複数人での対応する体制を整える。

②生徒カルテの作成・活用

いじめは、誰にでも起こるものである。よって、学級一人一人の生徒の特性や日常の様子を捉え、少なくとも学級担任や教科担任、当該学年所属の教職員が共通理解し、個と集団を踏まえた指導をする必要がある。そこで、生徒指導上配慮を要する事案があった時は必ず個人カルテ（デジタル文書）に記録し、関係教職員が閲覧できるようにする。このカルテは、特定の生徒だけでなく全員を対象としている。必要に応じて随時一人一人の生徒の様子を記録し、以降の指導に生かす。（カルテ保存フォルダには、小学校からの申し送りされた個人情報もある。）カルテのは、当該生徒の卒業時まで保管する。

3 教職員のいじめに気付く力を高める取組

①いじめ見逃しゼロの徹底

中学校におけるいじめの発見は、アンケート調査などの学校の取組により発見されることが多いという調査結果がある。このことから、教職員の生徒を見る目と情報共有の在り方が大切になる。また、本人や保護者からの訴えがあったときの対応が重要になる。そこで、教職員が同じ考え、構えて指導できるよう、年度当初の職員会や夏季休業中に文部科学省等資料を基に研修を行い、職員一人一人が、いじめの早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるようにする。研修会では、経験値の多い教員が多面的で正確な事実確認や保護者への対応・報告のあり方を教授したり、具体的な事例の改善点を議論したりする。

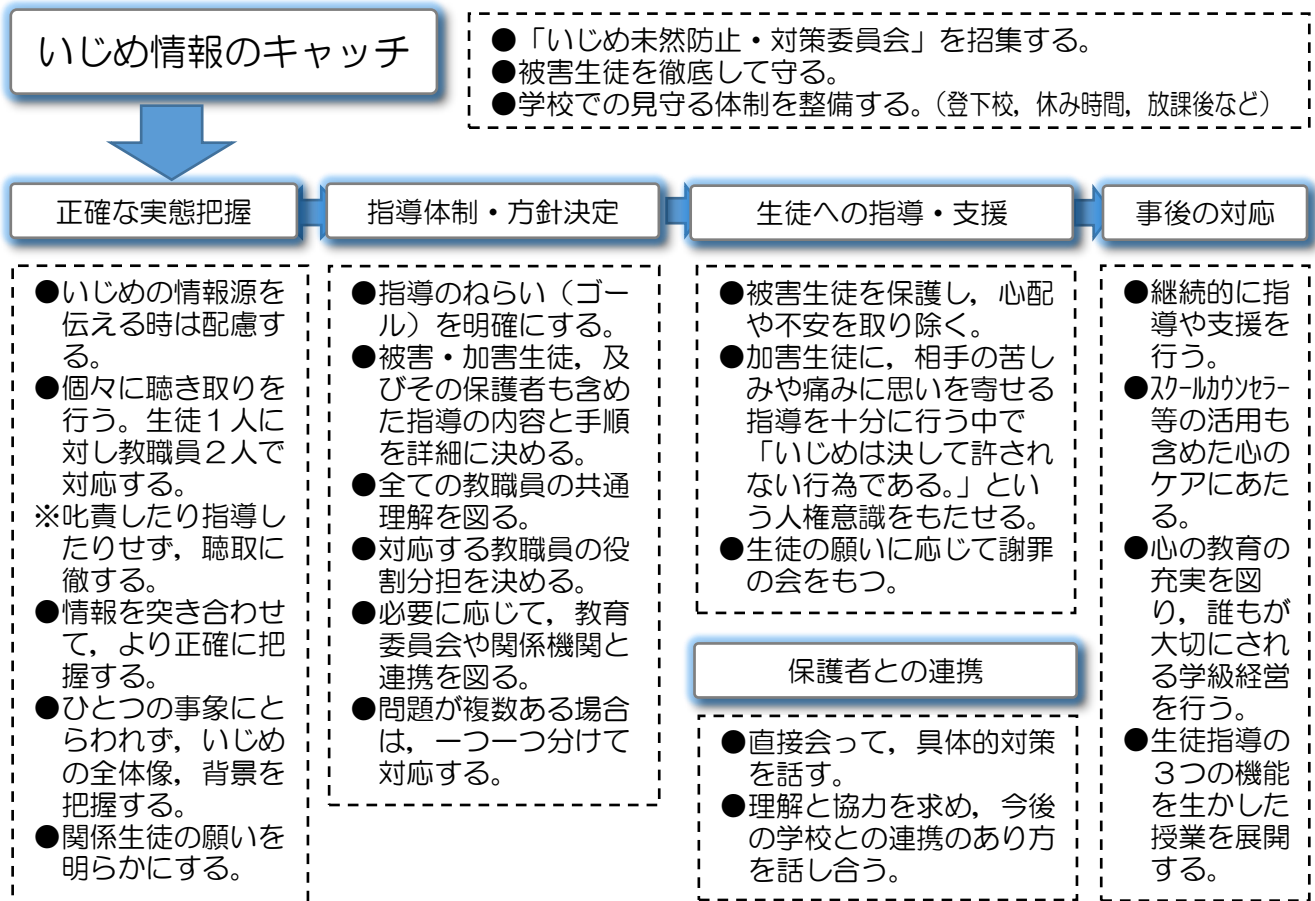
②見立ての精度を高める工夫

「一人の教職員の見立て」にはどうしても限界があり、結果として子供の不安や変化を見逃してしまうことにつながりかねない。そうならないようにするためには、複数の目で子供を観察し情報を擦り合わせるなど、組織で見立てることが必要である。具体的には、担当クラス以外の生徒についても積極的に話題にしたり、学年・主任会議等に「何も問題は起こっていないが、気になる子供」についても情報を共有する時間を設定したりして、互いの見立てを擦り合わせてより正確に見立てる。

教職員は、授業中や休み時間などに生徒と会話をしながら、日常生活の中で常に見立てをしている。気付いたことは、小さなことでもすぐに同僚に話しておくことが重要である。会議等の場面ではなくても、いつでも自分の見立てを伝え、見立ての擦り合わせを行うことは必要である。（例えば、空いた時間に「私は……と思ったのですが、〇〇先生はどう思いますか？」などと投げ掛ける）このように、子供を別な角度から見ようとすることは、互いの見立ての精度を上げることにつながる。

IV 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、他の教職員を呼び、関係生徒を生徒指導専用の個別の部屋に移動させる。(その場で聴き取りをしない。関係生徒に話をさせない。)あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられている生徒・いじめを告発した生徒や保護者を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に配慮する。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめられている生徒を別の場所で、生徒1人に対して教職員2人体制で行う。
- いじめを告発した生徒を守るため、いじめの情報源を開示する場合は、告発した生徒が不利益を被らないように最大限の配慮をする。(※開示範囲は、いじめの当事者のみとする。)
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（管理職・学年主任・担任・生徒指導）で対応し、事実に基づいて行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか？ ……【被害者と加害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？ ……【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？…【内容】
- いじめのきっかけは何か？ ……【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？…【期間】
- 相手にどうしてほしいか(どうしたいか)？【被害者と加害者の願い】

要注意

生徒の個人情報
は、その取扱いに
十分注意する。

3 いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 「必ず解決できる」希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- いじめられた生徒と保護者の意向を随時把握し、当該いじめに対する対策に変更を加える。

②いじめた生徒に対して

生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き取り、生徒の背景にも目を向け指導する。

- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育配慮のもと、毅然とした対応と粘り強く指導し、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③周りの生徒に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料を基に、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き（原則少なくとも3か月間）十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。また、終礼や職員会議等で全職員へ周知を図る。
- 教育相談、生活記録、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- 関係生徒双方に相談員やスクールカウンセラー、関係機関と積極的に連携し、心のケアに当たる。
- いじめられた生徒等が必要に応じて教室以外で学習できるように個別学習計画を立てて指導に当たる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。（学級・学年・学校経営）

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う。また、本巣市生徒会連合で制定された「ネット人権宣言」や本巣市青少年育成市民会議が提唱する「ケータイ・スマホ3ない運動」を啓発し、自ら律していける態度を育む。早期発見には、機器を利用している時の表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、十分に生徒を観察すると同時に、保護者とも連携を図っていく。

「ネット上のいじめ」が発生した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

1 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えること

<未然防止の観点から>

- 生徒のパソコンや携帯電話等を管理するのは基本的に家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットの利用は、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

情報モラルに関する指導の際、生徒に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけではなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があり、警察の検挙対象となること。
- 一度流出した情報は、100%回収できないこと。
- 個人情報や個人が特定できる画像のアップは、悪用される恐れがあることから、絶対に行わないこと。

2 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像・動画流出等への対応

- ネット上の書き込みや画像・動画の流出事案は、学校だけで処理することはできないため、警察に相談することを優先し、当該生徒とその保護者に伝える。
- 被害の拡大を防ぐために、学校は専門機関等に相談し、事後対応・再発防止危機管理の方針を立てる。
- ネット上の書き込みや画像・動画流出等によって問題が生じた場合は、管理職の判断のもと原則警察へ相談・通報する。対応によっては、次のように処罰の対象となる場合がある。

被害生徒とその保護者からの要望により、警察に相談・通報する前に教職員が画像などを消去した場合、刑法第104条（証拠隠滅等）により罰せられる。（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処される。）また、警察に報告しなかった場合、刑事訴訟法第239条2項（告発）により罰せられる。

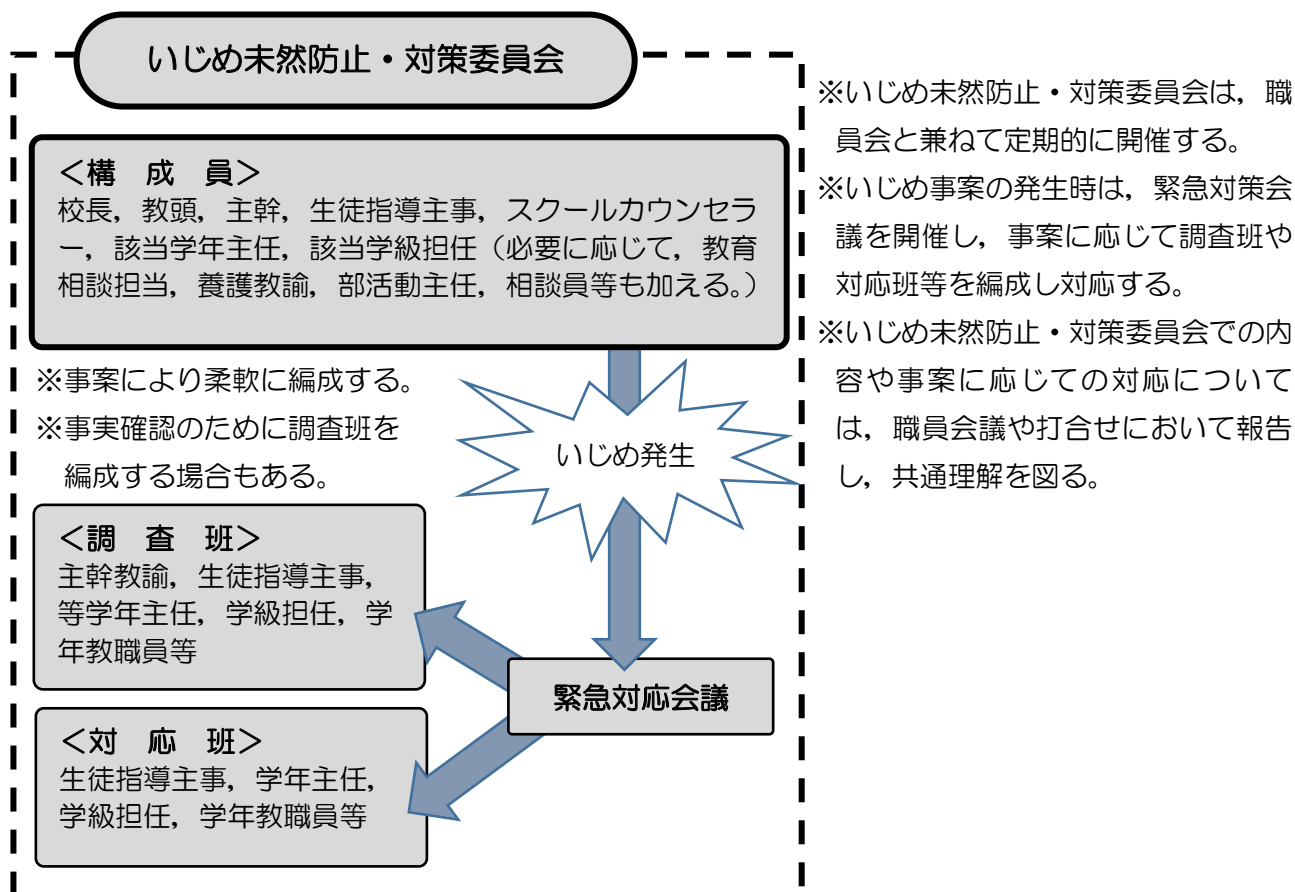
VI いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命した職員をメンバーとした「いじめ未然防止・対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

1 いじめ未然防止・対策委員会の設置について

- いじめ未然防止・対策委員会は、学校長が任命した教頭、主幹、生徒指導主事、スクールカウンセラー、該当学年主任、該当学級担任をメンバーとして設置する。なお、必要に応じて、教育相談担当、養護教諭、部活動主任等も加える。

《いじめ未然防止・対策委員会組織》



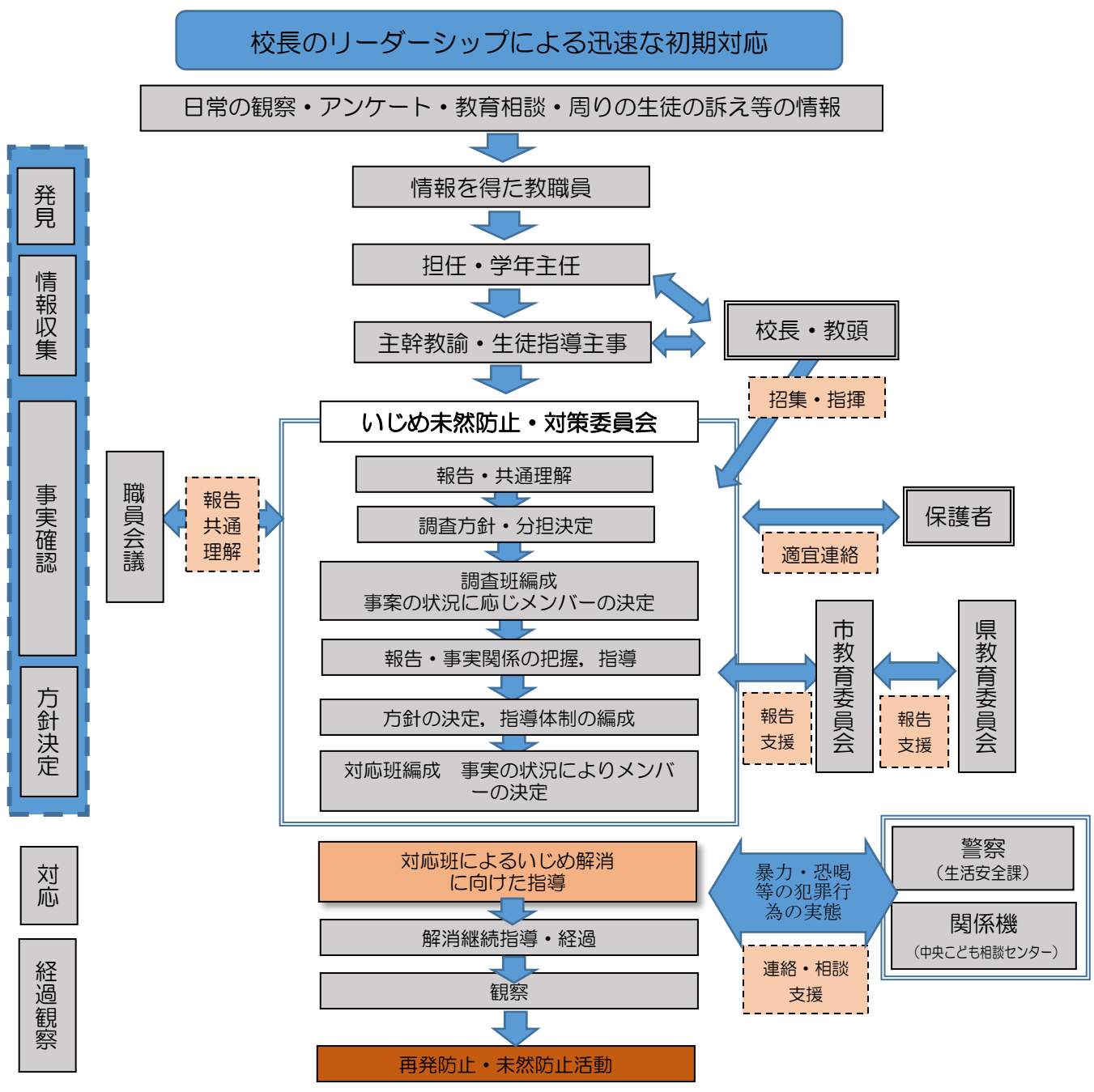
2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む方針を打ち出すことが大切である。
- 計画を作成するに当たっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意する。

	4月	5月	6月	7月	8月
学校行事	入学式・始業式 (方針の説明) PTA 総会 (保護者向け啓発)	1・2年宿泊研修 生徒総会 (人権宣言)	3年宿泊研修 前期中間考査	個別懇談 中体連夏季大会 職場体験 高校見学	前期期末考査
職員会議等	いじめ未然防止・ 対策委員会 ・指導方針 ・指導計画	職員研修会	事案発生時、緊急対応会議の開催		いじめ未然防止・ 対策委員会 ・情報共有
防止対策	いじめ実態 把握調査	宿泊研修に向けた 学級・学年づくり	QUの実施	情報モラル教室	全校人権学習
早期発見	教育相談 アンケート(毎月実施)	教育相談	教育相談		

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事	体育大会	後期生徒会選挙 終業式 始業式 生徒総会 個別懇談3年	合唱祭 後期中間考査	個別懇談 人権講演会 人権集会	後期期末考査 (3年)	個別懇談3年 後期期末考査 (1, 2年) 輝く我ら、明日へ の集い	卒業式 小中連絡会 前期生徒会選挙 終業式 修了式
職員会議等		職員研修会	事案発生時、緊急対応会議の開催		いじめ未然防止・ 対策委員会 ・情報共有		いじめ未然防止・ 対策委員会 ・指導方針 ・指導計画
防止対策	体育大会・合唱祭に向けた学級・ 学年づくり	QUの実施	人権集会に向けた学年集会 人権集会	情報モラル教室	全校人権学習	全校人権学習	新1年生 事前相談
早期発見	教育相談 アンケート(毎月実施)	教育相談	いじめ実態 アンケート		教育相談	いじめ実態 アンケート	

VII いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むに当たっては、迅速な対応が大切であるため、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応できるようにすることを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合は把握した状況をもとに十分に検討協議する。また、いじめられた側といじめた側の主張にずれが生じている場合は、そのズレがなくなるまで慎重に対応する。

生命や身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、速やかに市教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得たうえで、文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

いじめの解消要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間経過している。（少なくとも3か月間を目安とする。但し、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、これに限らず、学校の設置者又は校内委員会の判断により、より長期の期間を設定する。）
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒及び保護者に対し面談等で確認し、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。

Ⅷ 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

1 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議する。

2 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

岐阜県北方警察署 生活安全課
<058>324-0110

3 地域等その他関係機関との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、こども相談センターや民生委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

岐阜県中央こども相談センター
<代表番号>
058-201-2111
<FAX 番号>
058-295-2501

Ⅸ 教職員の研修の充実

全職員が、いじめに対して同一歩調で対応に当たることができるようにするために、本マニュアルを活用した校内研修を実施する。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあったりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴムを投げたりメモを回したりする。 | |

いじめられている生徒

- 日常の行動・表情の様子
 - わざとらしくはしゃいでいる
 - おどおど、にやにや、にたにたしている
 - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
 - 下を向いて視線を合わせようとしない
 - 顔色が悪く、元気がない
 - 早退や一人で下校することが増える
 - 遅刻・欠席が増える
 - 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
 - とときどき涙ぐんでいる
 - 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 授業中・休み時間
 - 発言すると友達から冷やかされる
 - 一人でいることが多い
 - 班編成の時に孤立しがちである
 - 教室へいつも遅れて入ってくる
 - 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
 - 教職員の近くにいたがる
 - 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 昼食時
 - 好きなものを他の生徒にあげる
 - 他生徒のトレーから自分のを少し離している
 - 食事の量が減ったり、食べなかったりする
 - 食べ物にいたずらされる
- 清掃時
 - いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
 - 一人で離れて掃除をしている
- その他
 - トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
 - 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
 - 持ち物が壊されたり、隠されたりする
 - 理由もなく成績が突然下がる
 - 部活を休むことが多くなり、やめると言い出す
 - 服に靴の跡がついている
 - ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
 - 手や足にすり傷やあざがある
 - けがの状況と本人が言う理由が一致しない
 - 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

いじめている生徒

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の生徒に指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う | |